

消防予第125号  
平成24年3月27日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長  
(公印省略)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成24年総務省令第17号。以下「改正省令」という。）が平成24年3月27日に公布されました。

今回の改正は、近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定めるものです。

また、これに伴って、〇〇市（町・村）火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「火災予防条例（例）」という。）についても、所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。また各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 省令の改正

- 急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準に係る事項
  - 対象火気設備等の種類に「急速充電設備」を追加したこと（改正省令第3条関係）。
  - 防火上有効な措置が講じられた構造に係る基準として、筐体を不燃性の金属材料で造ることとしたこと（改正省令第10条関係）。
  - 振動等により転倒、落下、破損等を生じない構造の基準として、急速充電設

- 備を堅固に床、壁、支柱等に固定することとしたこと（改正省令第12条関係）。
- (4) 急速充電設備の機能に支障を及ぼすおそれのない構造の基準として、雨水等の浸入防止措置を講じることとしたこと（改正省令第14条関係）。
- (5) (1)～(4)のほか、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目等を定めたこと（改正省令第16条及び第17条関係）。

## 2 施行期日・経過措置

- (1) 施行期日は、平成24年12月1日としたこと（改正省令附則第1項関係）。
- (2) 改正省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととしたこと（改正省令附則第2項関係）。

## 第二 火災予防条例（例）の改正

### 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う事項

対象火気設備等の種類に「急速充電設備」を追加したこと。また、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めたこと（火災予防条例（例）第11条の2関係）。

### 2 施行期日・経過措置

- (1) 施行期日は、平成24年12月1日としたこと（火災予防条例（例）の一部を改正する条例（例）附則第1項関係）。
- (2) 改正条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の〇〇市（町・村）火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととしたこと（火災予防条例（例）の一部を改正する条例（例）附則第2項関係）。

(連絡先)

消防庁予防課

担当：児玉、伊倉、松浦

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

○総務省令第十七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条及び第五条の二の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣 川端 達夫

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九号」を「第二十号」に改め、同条第十五号中「全出力二十キロワット以下のもの」の下に「及び第二十号に掲げるもの」を加え、同条に次の一号を加える。

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十

五年法律第五号) 第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。) に充電する設備 (全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。) をいう。以下同じ。)

第十条に次の一号を加える。

十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

第十二条に次の一号を加える。

十 急速充電設備にあつては、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

第十四条に次の一号を加える。

七 急速充電設備にあつては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする事。

第十六条に次の二号を加える。

九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ハ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

ニ 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ホ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ヘ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ト 急速充電設備を手動で緊急停止させることができること。

チ 自動車等の衝突を防止すること。

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池に

ついで次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第十七条の表放電加工機の項及び変電設備の項中「第九号」を「第十号」に改め、同表内燃機関を原動力とする発電設備の項中「、第十一号及び第十二号」を「及び第十一号から第十三号まで」に、「、第八号及び第九号」を「及び第八号から第十号まで」に、「第二号から第六号まで」を「第二号から第七号まで」に改め、同表蓄電池設備の項中「及び第九号」を「、第九号及び第十号」に、「及び第六号」を「、第六号及び第七号」に改め、同表ネオン管灯設備の項中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改め、「第五号まで」の下に「及び第七号」を加え、同表舞台装置等の電気設備の項中「第十一号まで」の下に「及び第十三号」を加え、「及び第四号から第八号まで」を「、第四号から第八号まで及び第十号」に改め、同表に次の一項を加える。

急速充電設備

令第五条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第十条第一号から第十二号まで、第十一条、第十二条第一号から第九号まで、第十三条、第十四条第一号から第六号まで並びに第十五条

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令  
新旧対照表

○ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（対象火気設備等の種類）</p> <p>第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>十六〜十九 （略）</p> <p>二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二條第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>（対象火気設備等の種類）</p> <p>第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第十九号までに掲げる設備とする。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 変電設備（全出力二十キロワット以下のもの を除外。以下同じ。）</p> <p>十六〜十九 （略）</p>



(火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造)

第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

一〇十二 (略)

十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(振動又は衝撃に対する構造)

第十二条 令第五条第一項第七号の規定により、対象火気設備等(建築設備を除く。)は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

一〇九 (略)

十四 急速充電設備にあつては、堅固に床、壁、支柱等に固定する  
こと。

(風洞、燃料タンク等の構造)

第十四条 令第五条第一項第九号の規定により、対象火気設備等は

(火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造)

第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

一〇十二 (略)

(振動又は衝撃に対する構造)

第十二条 令第五条第一項第七号の規定により、対象火気設備等(建築設備を除く。)は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

一〇九 (略)

(風洞、燃料タンク等の構造)

第十四条 令第五条第一項第九号の規定により、対象火気設備等は

、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造としなければならない。

一〇六 (略)

七 急速充電設備にあつては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

一〇八 (略)

九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ハ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造としなければならない。

一〇六 (略)

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

一〇八 (略)

ニ 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ホ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ヘ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ト 急速充電設備を手動で緊急停止させることができること。

チ 自動車等の衝突を防止すること。

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(基準の特例)

第十七条 令第五条第三項の規定により、次の表の上欄に掲げる対象火気設備等については、それぞれ同表の下欄に掲げる規定は適

(基準の特例)

第十七条 令第五条第三項の規定により、次の表の上欄に掲げる対象火気設備等については、それぞれ同表の下欄に掲げる規定は適

用しない。

内燃機 関を原 動力と する発	第十六条	変電設備	放電加工機	火花を生ずる設備	対象火気設備等
	第四号イ				
るもので	令第五条第一項第三号及び第四号並びに第十 条第一号、第二号、第六号から第九号まで及 び第十一号から第十三号まで、第十一号第一 号から第五号まで及び第七号から第九号まで	令第五条第一項第一号、第三号及び第四号並 びに第十条、第十一条、第十二条第一号、第 二号及び第四号から第十号まで並びに第十三 条から第十五条まで	令第五条第一項第一号から第四号まで並びに 第十条、第十一条、第十二条第一号から第五 号まで及び第七号から第十号まで、第十三条 、第十四条並びに第十五条第一号から第七号 まで	令第五条第一項第一号から第四号まで及び第 十条から第十五条まで	適用しない規定

用しない。

内燃機 関を原 動力と する発	第十六条	変電設備	放電加工機	火花を生ずる設備	対象火気設備等
	第四号イ				
るもので	令第五条第一項第三号及び第四号並びに第十 条第一号、第二号、第六号から第九号まで、 第十一号及び第十二号、第十一号第一 号から第五号まで及び第七号から第九号まで	令第五条第一項第一号、第三号及び第四号並 びに第十条、第十一条、第十二条第一号、第 二号及び第四号から第九号まで並びに第十三 条から第十五条まで	令第五条第一項第一号から第四号まで並びに 第十条、第十一条、第十二条第一号から第五 号まで及び第七号から第九号まで、第十三条 、第十四条並びに第十五条第一号から第七号 まで	令第五条第一項第一号から第四号まで及び第 十条から第十五条まで	適用しない規定

蓄電池設備	電設備	
	あつて屋 外に設け られるも の	その他の もの
令第五条第一項第一号から第四号まで並びに 第十条、第十一条、第十二条第一号から第七 号まで、第九号及び第十号、第十三条、第十 四条第一号から第四号まで、第六号及び第七 号並びに第十五条	第十二条第二号、第五号、第六号及び第八 号から第十号まで、第十三条第六号、第十四 条第二号から第七号まで並びに第十五条第二 号から第八号まで	令第五条第一項第一号、第三号及び第四号並 びに第十条第一号、第二号、第六号から第九 号まで及び第十一号から第十三号まで、第十 一条第一号から第五号まで及び第七号から第 九号まで、第十二条第二号、第五号、第六号 及び第八号から第十号まで、第十三条第六号 、第十四条第二号から第七号まで並びに第十 五条第二号から第八号まで

蓄電池設備	電設備	
	あつて屋 外に設け られるも の	その他の もの
令第五条第一項第一号から第四号まで並びに 第十条、第十一条、第十二条第一号から第七 号まで及び第九号、第十三条、第十 四条第一号から第四号まで及び第六号 並びに第十五条	第十二条第二号、第五号、第六号、第八号 及び第九号、第十三条第六号、第十四 条第二号から第六号まで並びに第十五条第二 号から第八号まで	令第五条第一項第一号、第三号及び第四号並 びに第十条第一号、第二号、第六号から第九 号まで、第十一号及び第十二号、第十 一条第一号から第五号まで及び第七号から第 九号まで、第十二条第二号、第五号、第六号 、第八号及び第九号、第十三条第六号 、第十四条第二号から第六号まで並びに第十 五条第二号から第八号まで

<p>急速充電設備</p>	<p>舞台装置等の電気設備</p>	<p>ネオン管灯設備</p>
<p>令第五条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第十条第一号から第十二号まで、第十一条、第十二条第一号から第九号まで、第十三条、第十四条第一号から第六号まで並びに第十五条</p>	<p>令第五条第一項第一号から第四号まで並びに第十条第一号から第十一号まで及び第十三号、第十一条、第十二条第一号、第二号、第四号から第八号まで及び第十号並びに第十三条から第十五条まで</p>	<p>令第五条第一項第一号から第四号まで並びに第十条第一号から第十号まで、第十二号及び第十三号、第十一条から第十三条まで、第十四条第一号から第五号まで及び第七号並びに第十五条</p>
	<p>舞台装置等の電気設備</p>	<p>ネオン管灯設備</p>
	<p>令第五条第一項第一号から第四号まで並びに第十条第一号から第十一号まで、第十一条、第十二条第一号、第二号及び第四号から第八号まで並びに第十三条から第十五条まで</p>	<p>令第五条第一項第一号から第四号まで並びに第十条第一号から第十号まで及び第十二号、第十一条から第十三条まで、第十四条第一号から第五号まで並びに第十五条</p>

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「全出力二十キロワット以下のもの」の下に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（急速充電設備）

第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- 二 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 三 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

- 四 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 五 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 六 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- 七 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 八 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 九 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 十 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。



十一 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十二 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十三 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

十四 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号の規定を準用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第十一条の二の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

火災予防条例の一部を改正する条例（例） 新旧対照表

○ 火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（変電設備）</p> <p>第十一条 屋内に設ける変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 十（略）</p> <p>二 三（略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>二 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第十一条 屋内に設ける変電設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 十（略）</p> <p>二 三（略）</p>

- 三 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- 四 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 五 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 六 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- 七 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 八 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 九 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 十 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- 十一 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- 十二 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十三 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

十四 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号の規定を準用する。